

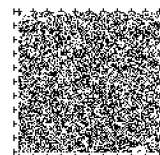
がいようばん
概要版

だい き ひ の し ち いきふく し けい かく
第5期日野市地域福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和7年度～令和11年度



れいわ ねん がつ
令和7年3月
ひ の し
日野市

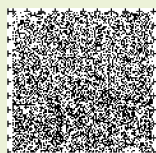


ち い き ふ く し 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、誰もが安心して暮らせるよう、地域住民、行政機関、医療・福祉の関係機関、地域活動団体、社会福祉団体、ボランティア、社会福祉協議会などがお互いに連携・協力し、地域の様々な福祉課題の解決に向けて一緒に取り組んでいくことです。

けい かく さく てい は い けい もく て き けい かく き かん 計画策定の背景・目的、計画の期間

- 厚生労働省は、平成29年2月「地域共生社会」の実現を目指し、地域課題解決や包括的支援の強化等を柱とする改革を公表しました。平成30年4月の改正社会福祉法では、地域住民と福祉関係者が連携して課題を解決する理念や、包括的な支援体制の構築が市町村に求められました。令和3年4月には、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設され、複雑・複合化した生活課題等に対応する「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する枠組みが創設されました。
- 本市においては、ポスト・ベッドタウン（生活価値共創都市）という都市像を掲げ、地域に即した持続可能な社会モデルを目指してきました。また、令和5年3月には「日野地域未来ビジョン2030 しあわせのタネを育てあう日野」が策定され、市のみならず地域や日野のまちに関わる人、関わろうとする人が豊かに暮らしていけることを目指しています。
- 本市では、「地域福祉」をめぐる近年の動向や「日野地域未来ビジョン」の方針を踏まえ、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちを目指し、他の関連計画との整合を図りつつ「第5期日野市地域福祉計画」を策定しました。
- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年です。



地域福祉計画の位置付け

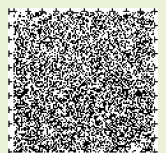
- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 本市における「地域福祉」を推進するための計画です。
- 本計画は、福祉分野の各個別計画で示されている取り組みの内容等の中で、共通して取り組むべき内容を施策の柱に据えています。
- 福祉分野以外の「日野地域未来ビジョン2030」等とも整合・連携を図り将来を見据えた計画とします。

地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、社会福祉法で規定されている、次の5つの事項の取り組みを推進しつつ、本市の状況に沿った施策の展開を行うものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 「地域福祉」に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

これら事項のうち、「地域福祉」の推進をより効果的なものとするため、第4期日野市地域福祉計画でも「各福祉分野に共通する事項を共通の施策として示すこと」や「住民を中心に包括的な支援体制の構築に関すること」を重点的な取り組みとしてきました。本計画においてもこれらの事項を継承し、より一層の推進に努めていきます。また、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各施策については、引き続き、各個別計画に委ねるものとします。



目指すビジョンと基本理念

近年では、地域社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、多様性に重きが置かれる社会が形成される中で、地域の福祉課題も複雑・複合化していき、それに伴い求められる支援も多種・多様化しています。

「地域福祉」においても、より幅広い視点で課題を捉え、これらの社会的背景に適応しながら将来を見通し、持続可能であることが求められています。

そのため、第5期となる本計画では、これまでの本市のビジョンを継承しつつ、新たな視点を加え、将来にわたって持続可能なまちを目指すことを目的とします。

【目指すビジョン】

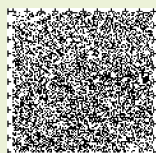
2030年の先も、地域で支え合い、
誰もが安心してともに暮らせる
持続可能なまち



本市は、第4期日野市地域福祉計画の基本理念を継承し、地域に根ざした福祉施策を推進することで誰もが安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指していきます。

【基本理念】

- 1 地域で必要な支援につながる環境を整えていきます
- 2 将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます
- 3 地域で暮らす人たちが、地域で安心して生活していけるよう支援していきます



基本目標

(1) 身近な地域で気軽に様々な支援が受けられる包括的な支援体制づくりに努めます

「2030年の先も、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」を目指し、包括的な支援体制を充実させます。

(2) 「地域福祉」を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組めます

「地域福祉」を持続していくために、担い手の育成と福祉サービスの質の向上を両輪とし、取り組んでいきます。



(3) 共生の地域づくりを進めるとともに、地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します

共生の地域づくりを地域住民、地域に根差した支援機関等と一緒に進めるとともに、地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を多面的に支援することで、地域の福祉力を高めていきます。

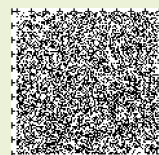
(4) 災害時要配慮者となる高齢者や障害者、その他の支援を必要とする人の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

災害時における要配慮者の避難行動を円滑にするため、日頃からその体制を整え、有事に備えます。

また、避難した先で安心して過ごせる環境を整えていきます。

(5) 市民の権利を擁護する包括的な支援体制をさらに充実していきます

市民の権利を擁護する権利擁護支援を含めた包括的な支援体制を整備し、引き続き相談支援を充実させていくことで、本人の意思を尊重した適切な成年後見制度の利用を促進していきます。



せいかしひょう 成果指標

基本目標の達成状況を把握するため、以下の成果指標を設定します。

(1) 身近な地域で気軽に様々な支援が受けられる包括的な支援体制づくりに努めます

相談者への支援にあたって通常関わる業務範囲以外の課 や相談支援機関・施設と連携する必要があるときに、連絡や 連携はスムーズに行われていると感じる機関の割合	令和6年度	令和11年度
	60.2%	

(2) 「地域福祉」を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます

市が実施する研修・講習会などの事業による市内の介護・ 障害福祉事業所への新規就業者数（累計値）	令和6年度	令和11年度
	44人（令和5年度）	

福祉人材育成研修等	令和6年度	令和11年度
	20回（令和5年度）	

福祉サービス第三者評価の受審件数	令和6年度	令和11年度
	58件（令和5年度）	

(3) 共生の地域づくりを進めるとともに、地域住民等が主体的に行う 地域福祉活動を支援します

地域福祉活動へ参加している市民の割合	令和6年度	令和11年度
	令和7年度調査予定	

地域福祉コーディネーターの人数	令和6年度	令和11年度
	0人	8人

(4) 災害時要配慮者となる高齢者や障害者、その他の支援を必要と する人の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

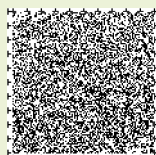
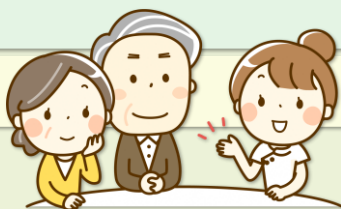
避難準備情報事前提供者率 （事前情報提供者数/要支援・要介護認定者数及びそれ 以外の避難行動要支援者数）	令和6年度	令和11年度
	52.7%（令和5年度）	

個別避難計画の作成件数	令和6年度	令和11年度
高齢者	19人（令和5年度）	
障害者	19人（令和5年度）	

(5) 市民の権利を擁護する包括的な支援体制をさらに充実していきます

成年後見制度の認知度	令和6年度	令和11年度
	令和7年度調査予定	

成年後見制度の利用件数	令和6年度	令和11年度
	408人（令和5年度）	



本人の意思を尊重した適切な成年後見制度 利用促進に向けた施策の展開

(1) 計画策定の背景と趣旨

国は、平成28年5月、高齢者や障害のある方々が自立した生活を送るための支援に向けて「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。また、令和4年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度の利用促進の取り組みを推進しています。

本市においても、「日野市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「共通計画」という。）の方向性や基本事項を踏まえながら、本市の実情に沿った市民の権利を擁護する支援体制の整備や各地域の実情に応じた利用者本位の制度運用及び推進を図るため、日野市成年後見制度利用促進基本計画として新たに策定します。

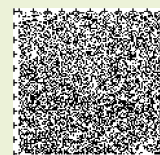
(2) 基本理念

地域共生社会の実現を目指した、権利擁護支援や成年後見制度利用促進の基本理念を継承し、これまでの「共通計画」と同様に次のように設定します。

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、
誰もが尊厳を持ってその人らしく生活が継続できることを目指します。

(3) 基本目標

- 基本目標1 目的・対象に応じた広報の充実
- 基本目標2 本人の意思を尊重した包括的な相談支援の充実
- 基本目標3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用促進
- 基本目標4 成年後見人等への支援の充実
- 基本目標5 広域と地域の機能の分化による支援の充実



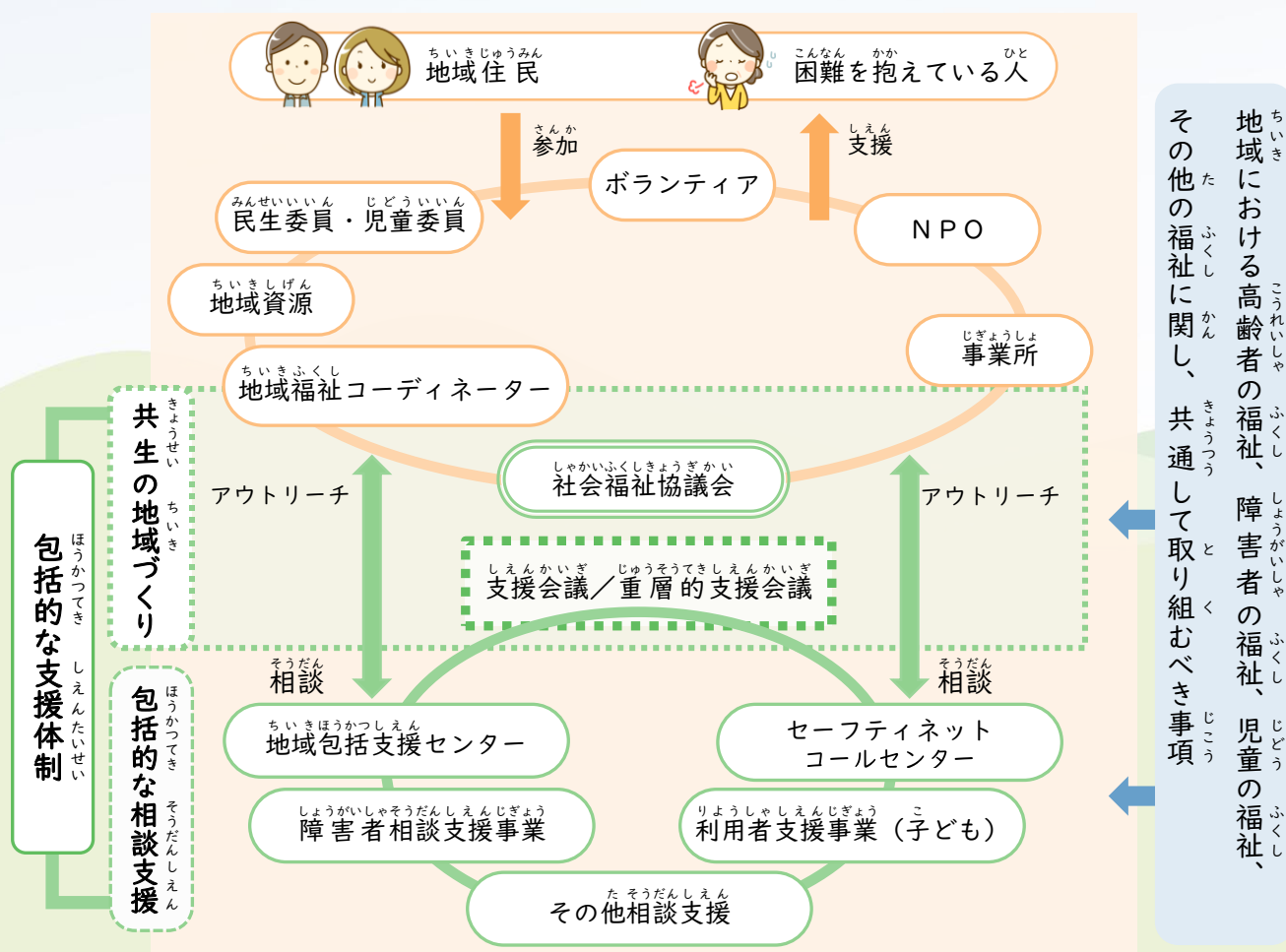
重層的支援体制整備事業の推進

ひ の し じゅうそうてきし えんたいせいせい いびじぎょう じっしけいかく

(日野市重層的支援体制整備事業実施計画)

本市では、これまでの課題を踏まえ、市が独自に構築してきた包括的な支援体制を活かし、社会的孤立を抱える人や複雑・複合化した課題を抱える人などの多様な支援ニーズにも応えられるよう、これまで推進してきた包括的な支援体制づくりをさらに進めるため、令和8年度から重層的支援体制整備事業を実施します。

[本市の包括的な支援体制のイメージ]

だい き ひ の し ちいきふくしけいかく がいようばん
第5期日野市地域福祉計画（概要版）れいわ ねん がつ
令和7年3月はっこう ひ の し
発行：日野市へんしゅう ひ の し けんこうふくしふぶくしせいさくか
編集：日野市健康福祉部福祉政策課

〒191-8686 東京都日野市神明1の12の1

TEL 042-514-8467（直通）FAX 042-583-4198

